# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成27年1月15日

【会社名】 フィンテックグローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉 井 信 光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号

虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部/事業統括部管掌 上席執行役員

鷲本晴吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号

虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部/事業統括部管掌 上席執行役員

鷲本晴吾

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

EDINET提出書類 フィンテックグローバル株式会社(E05492) 有価証券届出書(参照方式)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

(発行価額の総額)

0円

(発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額)

48,031,500円

- (注) 1.本募集は、平成26年12月19日開催の当社定時株主総会決議 及び平成27年1月15日付の当社取締役会決議に基づき、当 社が当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に 対してストックオプションとして新株予約権を発行するも のであります。
  - 2 . 募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少いたします。
  - 3.本新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額(以下、この号で「募集金額」という。」)は1億円未満でありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号に規定する募集金額に募集を開始する日前1年以内に行われた募集又は売出しに係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が1億円以上となる場合における当該募集又は売出しに該当するため、本届出をするものであります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第一部 【証券情報】

# 第1【募集要項】

### 1 【新規発行新株予約権証券】

### (1) 【募集の条件】

発行数	2,255個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年 1 月26日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	フィンテックグローバル株式会社 経営管理部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成27年 1 月26日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 本募集は、平成26年12月19日開催の当社定時株主総会決議及び平成27年1月15日付の当社取締役会決議に基づき、当社が当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を発行するものであります。
  - 2 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に当社所定の新株予約権申込書を提出することにより行うものとし、新株予約権の割当てを受ける者は、平成27年1月26日に当社との間で「新株予約権割当契約」(以下「割当契約」という。)を締結します。

3 本募集の対象となる者の概要は以下のとおりであります。

当社との関係	割当人数	新株予約権付与数量
当社 従業員	27名	1,015個
当社子会社 取締役	10名	380個
当社子会社 従業員	79名	860個
合計	116名	2,255個

(注) 当社子会社の取締役及び当社子会社の従業員には、当社完全子会社及び完全孫会社ではないものが含まれています。

# (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的と	当社普通株式
なる株式の種類	当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる
	株式であります。また、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的と なる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数は、225,500株とします(各新株予約権の目的である株式数(以下、付与株式数という。)は100株とする。)。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整します。当該調整後付与株式数を適用する日については、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項(2)の規定を準用します。
	調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割・株式併合の比率
	また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
新株予約権の行使時	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 (2) 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の前営業日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。ただし、行使価額は以下の調整に服します。 2 行使価額の調整 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合には、行使価額をそれぞれ次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。株式分割又は株式併合を行う場合。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×
	用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
	行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、 その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から 当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数 とします。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式 数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株 式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式 併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を 減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されるこ とを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を 株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結 の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から 当該株主総会の終結の日までに本新株予約権を行使した(かかる本新株予約権を 行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使 株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の 算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるもの とします。

新規発行 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 分割前行使株式数 調整後行使価額

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期 日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日 がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用します。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割 当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をするこ とが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的 な範囲で行使価額を調整することができるものとします。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約 権者に通知又は公告するものとします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又 は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとしま す。

# 新株予約権の行使に より株式を発行する 額の総額

48,031,500円

(新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届 場合の株式の発行価 | 出書提出時の見込額であります。)

### 新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 格及び資本組入額

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、行使価額 と同額とします。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める1株当 たりの行使価額について調整が行われた場合、発行価格は調整後の行使価額としま
- 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会 社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額と し、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額 は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を 減じた額とします。

# 新株予約権の行使期

│平成29年1月27日から平成36年11月30日までとします。

### 新株予約権の行使請 求の受付場所、取次 場所及び払込取扱場 所

- 本新株予約権の行使請求受付場所
  - 当社経営管理部(又はその時々における当該業務担当部署)
- 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。
- 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行神谷町支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは 当該支店の承継支店)

### 新株予約権の行使の 条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできま せん。なお割当契約に基づき、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することと なった場合、各号記載の時点以降、本新株予約権を行使することができなくなり、当該各 時点において未行使の本新株予約権全部を放棄します。

(1) 割当契約の規定に違反した場合 当該違反の事実が発生した時点

- (2) 法令又は社内諸規則等に違反し懲戒解雇、諭旨退職又はそれらと同等の処分を受けた場合 処分を受けた時点
- (3) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社と競業関係にある会社(当社が認める当社のグループ会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社をいう。)を除く。)の役員、従業員、代理人、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合 当該事実に該当した時点
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた場合 刑が確定した時点
- (5) 当社が自らの合理的裁量により、新株予約権者が、当社の社会的信用を著しく失墜させ、若しくは悪影響を及ぼす又は及ぼす可能性の高い行為を行ったと判断した場合 当社の取締役会が判断した時点
- (6) 新株予約権者が死亡した場合 新株予約権者が死亡した時点
- (7) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受け た時点
- (8) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を 受けた時点
- (9) 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位にも該当しなくなった場合 該当しなくなった時点但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄します。
- (10)新株予約権者が従業員の地位を有する当社又は当社の子会社における定年の定めが満60歳を超えている場合、新株予約権者が満60歳に達した日から1年を経過した日又は別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の最終日のいずれか早く到来する日。但し、別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日が到来していない場合には、行使期間の開始日から1年を経過した日

### 自己新株予約権の取 得の事由及び取得の 条件

以下の(1)乃至(6)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社 の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によって その全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (6) 当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第21期事業年度に係るものに限る)の承認議案

### 新株予約権の譲渡に 関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。

### 代用払込みに関する 事項

該当事項はありません。

### 組織再編成行為に伴 う新株予約権の交付 に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄の定めに準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権 の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後 払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間 の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行 使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしま す
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金」欄の定めに準じて決定します。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認 を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の定めに準じて決定します。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄の定めに準じて決定します。

### (注) 1 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める行使請求受付場所に提出するものとします。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る本新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。
- 2 本新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 本新株予約権を行使した新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行います。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
48,031,500	2,600,000	45,431,500

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の 合計額を合計した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。
  - 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
  - 3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合には、払込 金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
  - 4 発行諸費用の概算額は、登録免許税、価値算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

#### (2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に実施するものであり、資金調達を主たる目的としておりません。

また、資金の払込みは、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に 織り込むことは困難であります。従って、手取金は、投資銀行事業の投融資資金に充当する予定でありますが、具 体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

# 第三部 【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご 参照下さい。

### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年12月24日関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(平成26年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年1月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載された将来に関する事項は、本有価証券届出書の提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

フィンテックグローバル株式会社 本店 (東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。